

健感発 1113 第 1 号
令和元年 11 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の患者の発生が増加していること等を踏まえ、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条に規定する感染症等について、患者が感染した地域及び期間を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等を行うことができるよう、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届け出る基準」における別記様式（以下「様式」という。）について、別添のとおり改正し、令和 2 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

様式における感染地域の項目に「渡航期間」を記載項目として追加することその他所要の改正を行う。

2 適用期日

令和 2 年 1 月 1 日